

令和6年3月13日

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

株式会社おばこライフサービス

### 株式会社おばこライフサービス 行動計画

社員の仕事と子育てを両立するとともに、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和6年4月1日～令和8年3月31日までの2年間
2. 内容

目標1： 育休制度の周知を図り、取得実績を向上させる。

<対策>

- 令和6年 4月～ 社員に対する周知文書の配布
- 令和6年 4月～ 育休取得に関する意向確認
- 令和6年 4月～ 随時、寄せられた社員の意向により、必要な要員対応を検討・実施する。

※令和7年度においても、周知、意向確認、要員対応を実施し、取得実績を向上させる。

目標2： 所定外労働時間を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和6年 4月～ 時間外発生状況について実態を把握
  - 令和6年 5月～ 実態を踏まえ、週1から2回のノー残業デー（曜日）を設定周知
- ※令和7年度においても、設定効果を検証し継続実施する。